

埼玉県少子化対策推進事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この補助金は、結婚、妊娠・出産、子育ての「切れ目ない支援」のために行う取組のうち、結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・気運醸成の取組について、これまでの市町村の取組から発掘された優良事例の横展開を支援するとともに、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、市町村が新規に婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援する施策の実施を推進し、もって、地域における少子化対策の推進に資することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の対象）

第2条 市町村が行う別添1に定める事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費（以下「総事業費」という。）のうち、交付金の交付の対象として認める経費について、予算の範囲内で交付金を交付する。

2 補助事業の実施期限は、令和9年3月31日とする。

（交付額の算定方法）

第3条 この補助金の基準額、対象経費及び補助率は、別添2に定めるとおりとする。

2 この補助金の交付額は、補助事業ごとに、対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額と、基準額とを比較して少ない方の額とし、算出された額を合算する。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 地域少子化対策重点推進交付金交付要綱（令和8年3月31日付けこども家庭庁発こ総政第68号こども家庭庁長官通知（以下「国要綱」という。））の別紙「地域少子化対策重点推進交付金実施要領」の別記2に定める対象となる世帯（2）イに該当する世帯の補助金の額は、当該補助を給付した市町村が交付決定年度の前年度の1世帯当たりの補助上限額として定める額から交付決定年度の前年度の執行予算による受給済の額を差し引いて得た額を限度とする。

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

一 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

二 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

三 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

四 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

五 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

六 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

七 取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

八 市町村が第一号から第七号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

九 第五号により付した条件に基づき、知事が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

十 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に規定する間接補助金に該当するので、同法の適用がある。

(申請手続)

第5条 規則第4条第1項の申請書は、様式第1号のとおりとし、知事が定める書類を添付するものとする。

2 前項の申請書の提出期限は、別に定めるものとする。

3 規則第4条第2項第1号から第5号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（交付決定までの標準的期間）

第6条 県は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として3か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（交付決定通知）

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（変更申請手続）

第8条 この補助金の交付決定後の事情により、交付申請を変更する場合の申請書の様式は、様式第3号のとおりとし、知事が定める書類を添付するものとする。申請書の提出期限及び申請書の添付書類については、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。

2 変更交付決定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業を中止又は廃止する場合の申請書の様式は、様式第5号のとおりとし、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。

2 中止（廃止）承認書の様式は、様式第6号のとおりとする。

（状況報告）

第10条 補助金の交付決定の通知を受けた市町村長は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第13条の報告書は、様式第7号のとおりとし、知事が定める書類を添付するものとする。事業完了後（第4条（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後）速やかに提出しなければならない。

（確定通知等）

第12条 規則第14条の交付額確定通知書の様式は、様式第8号のとおりとする。

2 市町村長は、対象事業に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式

第9号により速やかに知事に報告しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入税控除額の全部又は一部の返還を命ずる。

4 前項の返還期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付請求)

第13条 市町村長は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第10号の補助金交付請求書を知事に提出するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、国要綱によるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月14日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月10日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年9月26日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別添 1

埼玉県少子化対策推進事業の事業構成及び事業内容は、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱（令和8年3月31日付けこども家庭庁発こ総政第68号こども家庭庁長官通知）に定める事業のうち、市町村が行う事業に対し都道府県が交付金を交付する事業とする。

別添 2

埼玉県少子化対策推進事業費補助金の基準額、対象経費及び補助率は、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱(令和8年3月31日付けこども家庭庁発こ総政第68号こども家庭庁長官通知)の別添表1のうち市町村事業の区分に定められているもの及び別添表2に定めるとおりとする。

（あて先）埼玉県知事

市町村長

埼玉県少子化対策推進事業費補助金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 交付申請額

金

千円

様式第2号（第7条関係）

埼玉県少子化対策推進事業費補助金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

（公 印 省 略）

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった、埼玉県少子化対策推進事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付決定額 金 円

2 支払方法 精算払い

3 条 件

- （1）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- （5）事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- （6）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- （7）取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- （8）市町村が（1）から（7）により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- （9）（5）により付した条件に基づき、知事が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- （10）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に規定する間接補助金に該当するので、同法の適用がある。

（あて先）埼玉県知事

市町村長

埼玉県少子化対策推進事業費補助金の変更交付申請について

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 補助金変更申請額	金	千円
------------	---	----

様式第4号（第8条関係）

埼玉県少子化対策推進事業費補助金変更交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

（公 印 省 略）

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった、埼玉県少子化対策推進事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付金の額

変更後交付決定額	金	円
既交付決定額	金	円
変更増減額	金	円

2 支払方法 精算払い

3 条 件

- （1）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- （5）事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- （6）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- （7）取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- （8）市町村が（1）から（7）により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- （9）（5）により付した条件に基づき、知事が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- （10）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に規定する間接補助金に該当するので、同法の適用がある。

第 号
令和 年 月 日

（あて先）埼玉県知事

市町村長

埼玉県少子化対策推進事業費補助金の補助事業廃止（中止）申請について

令和 年 月 日付け、第 号で交付決定のあった標記事業について、埼玉県少子化対策推進事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、申請する。

記

- 1 自治体名
- 2 補助事業名
- 3 既交付決定額 金 円
- 4 支出済額 金 円
- 5 支出未済額 金 円
- 6 中止を必要とする理由及び発生年月日
【理由】

【発生年月日】
令和 年 月 日

様式第6号（第9条関係）

埼玉県少子化対策推進事業費補助金交付金の廃止（中止）承認について

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事
(公 印 省 略)

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった、下記事業について、廃止（中止）を承認する。

記

- 1 補助事業名
- 2 交付決定額
金 円

様式第7号（第11条関係）

第 号
令和 年 月 日

（あて先）埼玉県知事

市町村長

埼玉県少子化対策推進事業費補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記交付金に係る事業実績について、関係書類を添えて報告する。

埼玉県少子化対策推進事業費補助金確定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事
(公 印 省 略)

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定をした埼玉県少子化対策推進事業費補助金については、令和 年 月 日付け 第 号による事業実績報告書に基づき、下記のとおり確定する。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引過不足（△）額 | 金 | 円 |

第 号
令和 年 月 日

（あて先）埼玉県知事

市町村長

埼玉県少子化対策推進事業費補助金に係る消費税控除仕入税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知のあった交付金について、埼玉県少子化対策推進事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 埼玉県少子化対策推進事業費補助金交付要綱第12条の規定による交付金額の確定額
（令和 年 月 日付け 第 号による補助金交付決定額） | 金 | 円 |
| 2 | 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

埼玉県少子化対策推進事業費補助金交付請求書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）埼玉県知事

市町村長

令和 年 月 日付け 第 号で交付の確定通知を受けた埼玉県少子化対策推進事業費補助金について、下記のとおり請求する。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付請求額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付申請額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |

債権者コード	課 係
	氏名
	電話

（注） 事業実施主体ごとの内訳資料その他参考となる資料を添付してください。